

行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間

2 内容

目標1 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和8年 6月～ アンケート調査等で、職員のニーズを把握する。
- ・令和8年12月～ 育児休業制度等に関するパンフレットを職員へ配布し、周知を図る。
- ・令和9年 6月～ 職員へ再度周知を図る。